平成２１年（フ）第２３８号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海甲612番地の１
破産者　柴崎　　明
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２３９号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海甲612番地の１
破産者　柴崎　文子
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第７２５号
横浜市磯子区滝頭１丁目６番22号　ツインビラ蒔田201号
破産者　勝田　真一
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０６号
神奈川県綾瀬市小園414番地１　コーポ大塚203
破産者　金丸　　愛
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４９号
神奈川県大和市南林間５丁目３番３号、住民票上の住所神奈川県大和市南林間７丁目24番８号　ユーアイグリーンハウス201
破産者　佐藤　信嘉
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２０号
川崎市中原区木月３丁目55番34号　内田ロイヤルマンション302
破産者　植西　康隆
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
金沢市芳斉２丁目15番12号
破産者　居酒屋おお乃こと　大野　正一
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２号
長野市大字屋島772番地、住民票上の住所長野市浅川押田246番地２
破産者　柳澤　明美（旧姓矢部・小平）
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６３号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛66番地　リンピア牟都志205
破産者　伊藤　英雄
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５４２号
名古屋市東区出来町２丁目５番５号　ファーシル旭201号
破産者　阿部　健悦
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５４４号
名古屋市中区新栄１丁目28番９号　メゾンラフィネ502号
破産者　中川　一成（旧姓下町）
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８５３号
名古屋市中村区郷前町２丁目24番地の１
破産者　佐伯　彰弘
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９７号
名古屋市中区新栄２丁目２番10号　グランドール新栄801号
破産者　藤井　道雄
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９８号
名古屋市中区新栄２丁目２番10号　グランドール新栄801号
破産者　藤井ふみ子
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８４号
名古屋市北区山田４丁目16番17号　県営矢田住宅1007号
破産者　藤本　昭治
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７９０号
名古屋市北区如意５丁目230番地　サンライズ如意303号、開始決定時の住所名古屋市北区大曽根１丁目18番19号　ローレルコート大曽根902号
破産者　前田　正治
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１２４０号
京都市東山区正面通大和大路東入茶屋町527番地　豊国住宅108号
破産者　川畠千よ江
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１２６８号
大阪府八尾市上之島町北５丁目５番地の１　レオパレスアーバンコート109号、前住所大阪市住吉区大領３丁目１番40号　富永敏明方
破産者　パブラウンジダーリンこと　梅野　孝夫
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部